注　チャネル間隔が二・五MHzの無線設備にあっては離調周波数が六・二五MHz以上、チャネル間隔が五MHzの無線設備にあっては離調周波数が一二・五MHz以上、チャネル間隔が一〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が二五MHz以上、チャネル間隔が二〇MHzの無線設備にあっては離調周波数が五〇MHz以上となる周波数帯に限り、表の下欄に掲げる値を適用する。

(三)　陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

5　送信装置の空中線電力は、次のとおりであること。

(一)　基地局の送信装置

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注1）	二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあっては、四〇ワット以下）
一七デシベルを超え二〇デシベル以下（注1、注2）	二〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注1、注2）	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注1、注2）	三・二ワット以下

注1　送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2　送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合の陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

3　再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあっては、送信する電波の一キャリア当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

4　再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあっては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(二)　通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
四デシベル以下	二〇〇ミリワット以下（注3、注4）
四デシベルを超え一〇デシベル以下（注1、注2）	二〇〇ミリワット以下
一〇デシベルを超え二〇デシベル以下（注2）	二〇〇ミリワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注2）	一〇〇ミリワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注2）	六三ミリワット以下

注1　送信空中線の絶対利得が四デシベルを超え一〇デシベル以下の陸上移動局の送信装置は、屋内又は電波の遮蔽効果が屋内と同等の場所での使用に限る。

(1)　通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下（注1）	二〇ワット以下（チャネル間隔が二〇MHzの無線設備の場合にあっては、四〇ワット以下）
一七デシベルを超え二〇デシベル以下（注1、注2）	二〇ワット以下
二〇デシベルを超え二三デシベル以下（注1、注2）	五ワット以下
二三デシベルを超え二五デシベル以下（注1、注2）	三・二ワット以下

注1　送信空中線の絶対利得が四デシベルを超える陸上移動局若しくは陸上移動中継局を通信の相手方とする基地局の送信装置又は送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える基地局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限る。

2　送信空中線の絶対利得が一七デシベル以下の場合の陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

3　再生中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあっては、送信する電波の一キャリア当たりの空中線電力の値が二〇〇ミリワット以下であること。

4　再生中継方式以外の中継方式による中継を行う陸上移動局の送信装置にあっては、陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値又は基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合に送信する電波の空中線電力の総和の値が二〇〇ミリワット以下であること。

(二)　通信の相手方の基地局の送信空中線の絶対利得が一七デシベルを超える場合

送信空中線の絶対利得	送信装置の空中線電力
一七デシベル以下	二〇〇ミリワット以下
一七デシベルを超え二五デシベル以下	一二六ミリワット以下

注　陸上移動局の送信装置は、別表に掲げる場所その他総務大臣が特に認める場所での使用に限り、当該場所以外に設置される基地局と通信を行わないこと。

(三)　陸上移動中継局の送信装置

陸上移動局（中継を行うものを除く。）から基地局への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(二)の規定を、基地局から陸上移動局（中継を行うものを除く。）への送信（陸上移動中継局又は陸上移動局により中継されるものを含む。）を中継する場合にあっては(一)の規定を、それぞれ適用する。

6　送信装置の相互変調特性は、次のとおりであること。

(一)　基地局の送信装置

(1)　チャネル間隔が二・五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）二・五MHz及び（±）五MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(2)　チャネル間隔が五MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）五MHz及び（±）一〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。

(3)　チャネル間隔が一〇MHzのもの

希望波を定格出力で加えた状態の下で、希望波から（±）一〇MHz及び（±）二〇MHz離れた妨害波を希望波の定格出力より三〇デシベル低い送信電力で加えた場合において発生する相互変調波の電力が、隣接チャネル漏えい電力及び帯域外領域における不要発射の強度の許容値以下であること。